

社会福祉法人英楽会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人英楽会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、役職・勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 理事長・副理事長については、報酬及び通勤手当を支給する。
- (2) 理事長・副理事長を除く役員等（以下「その他役員等」という）については、業務に応じた報酬を支給する。

(理事長・副理事長の報酬等の算定方法)

第3条 理事長・副理事長に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第1に定める額
- (2) 通勤手当については、職員給与規程第16条の規定に準ずる額
- (3) 職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費・日当・宿泊料）を支給する。

(その他役員等の報酬等の算定方法)

第4条 その他役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表第2に定める額
- (2) 職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費・日当・宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(報酬等の計算期間)

第6条 理事長・副理事長に対する報酬、通勤手当の計算期間は、月の初日から末日までとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 理事長・副理事長に対する報酬等の支給時期は、毎月10日とする。ただし、その日が休日であるときは、その日前のその日に最も近い休日でない日とする。

2 その他役員等に対する報酬は、理事会、監事会、評議員会及び研修会等に出席した都度、支給する。

3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出があったときは、当該金額を控除して支給する。

(公表)

第8条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるものとする。

附則 この規程は、平成29年4月1日より施行する。

別表1 理事長・副理事長の報酬

役職名	報酬の額（日額）
理事長	18,000 円
副理事長	14,000 円

別表2 非常勤役員等の報酬

(1) 評議員

	日額
評議員会への出席	12,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	12,000 円

(2) 理事

	日額
理事会等会議への出席	12,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	12,000 円

(3) 監事

	日額
監事監査等への出席	12,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	12,000 円